

豊橋市建設工事審査会部会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊橋市建設工事審査会要綱に定めるもののほか、建設工事等の業者の指名及び選定の公正を確保するため、豊橋市建設工事審査会部会（以下「部会」という。）を設置するものとする。

(審査事項)

第2条 部会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の設計金額が130万円（工事に伴う委託については50万円）を超え6,000万円未満のもの。
- (2) その他、豊橋市建設工事審査会（以下「審査会」という。）の審査対象外で特に必要と認めるもの。
- (3) 総合評価競争入札に関すること。
- (4) その他指名等にかかる必要事項。

(調査事項)

第3条 部会の調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 業者の指名及び審査等に関し、審査会より諮問されたもの。
- (2) その他、特に必要と認めるもの。

2 調査の結果は、速やかに審査会に報告しなければならない。

(審 査)

第4条 審査は、厳正かつ公平に行い、業者の選定に当たっては工事施行能力、経営規模、保有機械、信用度、工事成績等を総合的に審査し、適正に決めなければならない。

(審査の省略)

第5条 第2条の規定にかかわらず、会長が別に定めるものについては、部会の審査を省略することができる。

(構 成)

第6条 部会は、土木部会、建築部会、上下水道部会とし、その構成は次のとおりとする。

(1) 土木部会

会 長	建設部長
副会長	都市計画部長
委 員	農業支援課長、土木管理課長、道路維持課長、道路建設課長、河川課長、公園緑地課長、区画整理課長、契約検査課長

(2) 建築部会

会 長	建設部長
副会長	環境部長、都市計画部長
委 員	建設部次長、資源化センター長、建築課長、建築指導課長、契約検査課長

(3) 上下水道部会

会 長	上下水道局長
副会長	上下水道局次長

委員 (上)総務課長、営業課長、浄水課長、水道管路課長、下水道施設課長、下水道整備課長

2 部会に提案する事項を所管する委員は、当該審査から除斥するものとする。

(会議)

第7条 部会は、必要に応じ開催し会長が総理する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 緊急やむを得ないものについては、持ち回り審査により部会に代えることができる。なお、夜間、休日等で、持ち回り審査をする暇がない場合は、工事担当課長が業者選定を行うことができる。この場合、業者選定後速やかに、部会にその旨を報告するものとする。

3 部会において必要があると認めるときは、関係部課長等の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

4 部会は、第6条第1項各号で定める構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(資料の提出)

第8条 工事担当課長は、部会に提案する事項に係る関係資料をとりまとめ、部会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、各部会に所属する工事担当課において処理するものとし、庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 土木部会 土木管理課

(2) 建築部会 建築課

(3) 上下水道部会 (上)総務課

2 工事担当課長は、会議の経過を記録しなければならない。

3 土木部会及び建築部会の工事担当課長は、前項の規定による記録を庶務担当課長に送付しなければならない。

4 庶務担当課長は、審査の結果を契約担当課長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 部会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 豊橋市建設工事指名審査部会要綱（昭和57年5月15日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

2 平成19年度に施行する案件にかかる審査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。